

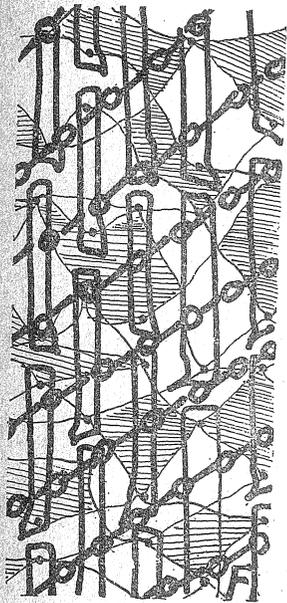
# 文部時報

第1088号

昭和43年3月

## 昭和43年度文教行政の展望

文教行政の展望	岩間英太郎	2
教育計画第1期作業の展開	西田亀久夫	8
初等中等教育の改善充実	岩田 俊一	13
高等教育の拡充改善	清水 成之	22
学術研究の推進	渋谷 敬三	28
社会教育の振興	白井 亨一	33
健康体力づくり	和 忠利	38
芸術文化の振興		
一文化局予算を中心に一	内山 正	44
教育・文化の国際交流	篠沢 公平	49
私学振興の拡大と今後の課題	高橋 恒三	53
国・公立文教施設の整備	菅野 誠	57
ユネスコの教育科学文化 事業計画への協力	菅沼 潔	62
文化財保護の推進	小川 修三	67
[海外教育ニュース]		
「アメリカの有名大学と 入学者選抜の手続き」	大臣官房調査課	74
書評「教育計画」清水義弘・天城勲編著	相良 惟一	73
昭和42年文教行政の回顧 [連載第八回]	編集部	80
人物を中心とした岐阜県教育郷土史	吉岡 勲	86
文部省の会議・行事等から		76



# 芸術文化の振興

— 文化局予算を中心に —



内山正

世界の進展に伍してわが国文化の振興をはかり、また国民生活の文化的水準を高めることは、文化国家として重要な使命の一つである。文部省設置法において、文化の振興、普及は文部省の所掌と規定され、この場合の文化とは、「芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権ならびにこれらに関する国民の文化的生活上のための活動をいう」とある。ここでは、問題をこの定義に基づく芸術文化の振興に限定し、なお、文化財保護関係の内容は、別項にゆだねることとして、文化局の来年度の諸事業を中に記すこととする。

## 一 芸術文化の振興策

芸術文化の振興を図るには、芸術家の創作活動を奨励、援助してすぐれた芸術を育成していく芸術の振興と、ひろく国民にすぐれた芸術文化を鑑賞する機会を提供して、国民の教養の向上に役だたせる芸術文化の普及の両施策が考えられる。もちろん、この二つの側面を芸術家と芸術活動の自主性を尊重しながら調和的に伸長させなければならぬことはいうまでもない。

この考え方のもとに文化局の諸施策が講じられているわけであるが、具体的にみれば、①すぐれた芸術家の優遇顕彰ならびに新人の育成、②芸術家の創作活動の助成、③あるいは民間芸術文化団体の助成、④中央、地方の芸術文化施設の整備、⑤地方における芸術文化活動の推進、⑥次代を担う青少年への芸術普及、⑦さらには、文化の国際交流の促進、⑧著作権の保護等の施策があげられ、それぞれの施策の充実、推進が図られている。

ちなみに、これらの諸施策の進展を予算面からみれば、一昨年の

文化局新設当時、局の新轄機関である国立近代美術館（東京、京都）、国立西洋美術館、国立国語研究所、日本芸術院を含めても、総額において約七億六千四百万円であったが、来年度予算では、約十二億五千万円が計上され、四億四千百万円の伸びを示している。これを、本年度予算十億三千八百二十五万円と比べても一億六千六百七十万円の伸びで、対本年度一六・一パーセントの伸び率を示している。

## 二 文化関係事業と予算

芸術文化の向上と普及、まず向上の面では、(一)すぐれた業績をあげた芸術家、文化人を顕彰する措置としては、文化勲章や一般勲章、褒章等の諸制度のほか、日本芸術院における芸術院賞の授与や会員の年金支給（約七、三〇〇万円）による優遇、また、芸術院賞受賞の卓越した芸術作品購入や、すぐれた新人を開発育成するための作品買上げ（一四二万円）、また、芸術選奨の十部門（文学、美術、演劇、音楽、舞踊、映画、古典芸術、放送、大衆芸能、評論）について、年間にすぐれた業績をあげたものに文部大臣賞（十三人、賞金各十万円）を贈り、さらに、本年度から、新人賞（十三人、賞金各十万円）の授与を加えて、新人の創作意欲を高める。(二)美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野から将来性のある新進芸術家四名を欧州等に一年間派遣し研修の機会を与える（一、一五七万円）。(三)芸術祭は例年どおり芸術祭祝典、主催公演を実施し、参加演目中、優秀な芸術団体、個人に大臣賞を授与するほか、新たに、来年度は、明治百年を記念して同芸術祭の特別公演を実施する。この計画は、東京において、本年度創作委嘱した脚本による演劇、オペラ、

バレエ、邦楽の特別公演を、また、アジア諸国間の国際親善と文化交流の促進に寄与するため、NHKと共催でアジア六か国の代表的な民族芸能団を招へいし、わが国の芸術をまじえ国立劇場で三日間開催するアジア民族芸能祭のほか、地方五か所程度で開催する演劇、オペラ、バレエ等の特別公演とからなっている（四、七六五万円、対前年度増三、六〇〇万円）。(四)第八回県展選抜展を開催するほか、本年度から実施した中央の各派美術展の入賞作品（日本画、洋画、彫刻）を地方でも鑑賞できるように「中央展選抜展覧会」を開催する（両展合計五七〇万円）。(五)わが国の芸術文化の質的向上をはかり、またすぐれた芸術文化をひろく国民に受容させ、あるいは国際間の芸術交流を促進する仕事は、芸術関係団体の活動に負うところが大きい。ところが団体の大部分は、経済的基盤の弱さから存分な活動ができないのが実情である。そこで、これら団体の活動に、五分野（創作活動、地方芸術振興、青少年等芸術普及、芸術文化施設充実、芸術国際交流）にわたって国が補助金を交付し所期の目的を達成させる。特に来年度は、舞台芸術の創作活動には多額の経費が必要で、公演ごとに赤字を生じ、創作公演を消極的にしている。この面の助成に重点を置いて補助する（補助合計一三、五〇〇万円）。

次に芸術文化の普及の面では、(一)本年度から、次代をになう青少年に對しすぐれた芸術を鑑賞する機会をより多く与え、国民の芸術鑑賞能力の素地を作り、ひいては、わが国芸術文化の振興に及ぼすことを期待して、「青少年芸術劇場」を実施したが、これを、本年度は、オペラ、新劇、交響楽、文楽、能・狂言の五部門について公演回数増を図って東京および地方で、各種目四ないし六会場で公

演ずる。(二)芸術普及の拠点となる施設たりうる音楽堂、劇場、美術作品展示場等の機能を合わせもつ公立文化センターの設置を促進するため、地方公共団体(都道府県および人口十万以上の市)に対する補助金交付のみを本年度から開いたが、来年度は、鑑賞を一館(一、五〇〇万円)増やし、五館分(七、五〇〇万円)にし整備補助を行なう。この計画は、現在、全国で人口十以上の市百三十七のうち公立文化施設未設置の六十都市に、少なくとも各市一館を目標に設置促進を図るためのものである。(三)中央にくらべ一般的に低調で、かつ格差が中央と地方、または地方相互間で著しい地方芸術文化の振興を図るため、来年度新たに、都道府県教育委員会が主催するすぐれた音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の芸術文化行事について、その経費のうちの一部(補助対象経費の総額が一五〇万円以上)のものに対し三分の一相当額)補助を行なう。(四)このほか、本年度に引続き、すぐれた現代美術作品を地方に巡回展示し、地方住民に美術鑑賞の機会を与える、いわゆる「明治・大正・昭和名作美術展」を、全国四会場で開催する(一〇八万円)ほか、全国の公立美術館が所蔵する美術作品を調査して「全国公立美術館所蔵作品目録」第三集「木彫・版画・素描」の部を作成し、美術館や関係機関に配付し(六一万円)、地方美術館の所蔵作品の相互利用を図り、それらの美術館の活動を活発にする。(五)さらには、従来から実施している演劇と合唱の普及指導のためのブロック別講習会を開催する(一三六万円)。

これらのほか、(一)文化行政の基本的企圖と調査を進めるため、中央・地方の文化活動状況調査等を行なう(二五五万円)ほか、(二)来年度、新たに、東京国立近代美術館が皇居北の丸地区に新築移転し、会を開いて地方の有識者から直接に意見を聞く国語施策の意見聴取調査を実施し、その結果を国語施策資料として刊行する等、国語問題の解決、国語施策の検討に遺憾のないようにする(国語審議会運営費を含め六二四万円)。

外国人に対する日本語教育の充実  
近年わが国の国際的地位が向上し、學術文化の国際交流が盛んになるにつれて、海外諸国での日本文化に対する関心が深まり、外国人の間における日本語学習の機運が急速に高まってきており、また留学生はもとより、経済関係その他で来日し、在留する外国人の数は、いよいよ増加している。一般外国人で日本語を学習する必要があると思われる者についてみると、現在、①日本語を第二外国語として学校で学習している児童・生徒その他一般成人など、外国にありながら日本語を学んでいる外国人のほか、②海外移住の日系人の子弟二世、三世(移住者一二一万人、このうち北米約五〇万人、中南米約七〇万人の要求が特に強い)、③一時的要務で海外に駐在している日本人の子弟(在外子弟約六、〇〇〇人)、また来日一般外国人(商社駐在員や技術習得のため等で来日してくる者約三〇万人)、さらに留学生として日本の大学等に在学している者(文部省留学生、賠償留学生、私費留學生の計三、四八六六人、ほかに韓国人等の外国人学生五、八三五人)がある。そこで、これら内外の外国人に対して日本語教育を一段と充実強化することが急務とされ、このため、従来から、外国人のための日本語辞典および教科書の編集・刊行、日本語教育機関および教授者の実態調査、日本語教育研修会の実施、ならびに視聴覚教材の作成に当たってきたが、今後はさらにこれらの事業を充実強化する(六三三万円)。

た後の京橋の旧施設を利用して、同館のフィルムライブラリー部門をフィルムセンターとして充実強化するための調査(二〇万円)が行なわれる。

以上述べてきた諸施設からもわかるとおり、芸術文化行政の重点の一つは、地方における芸術文化の振興であり、来年度予算の重点施設の一つもそこであった。そこで、議事の便に供するため、次に、地方芸術文化振興関係事業と予算をとりだしてみよう。

- 地方芸術文化活動奨励 一、〇〇〇万円(新規)二十県×一県一五〇万円×1.3
- 公立文化施設整備補助(七、五〇〇万円、本年度六千万円)五館×一、五〇〇万円
- 巡回美術館の開催 明治・大正・昭和名作美術展(一〇八万円) 中央美術館受賞作品展(二八五万円)
- 芸術祭地方公演
- ア 芸術祭地方公演(一四八万円)
- イ 明治百年記念特別地方公演(八七三万円、新規)

- 県展選抜展(二八五万円)
- 芸術関係団体補助(地方芸術振興分)(二、三〇〇万円) 国語施策の検討
- 一昨年、文部大臣から「国語施策の改善の具体策について」国語審議会に諮問があつて以来、同審議会の漢字部会では当用漢字音訓表が、かな部会では送り仮名の問題等が慎重に検討されているが、そのために必要な資料を得る目的で、同審議会の中間報告等について関係方面から意見記入票によって意見を収集するとともに、公聴

#### 著作権制度の改正等

著作権制度改正の作業は、昭和三十七年以来、取り進められてきているが、昭和四十一年四月には著作権制度審議会の答申があり、文部省は、この答申の趣旨に基づき、同年十月、「著作権及び隣接権に関する法律草案(文化局草案)」を作成、公表し、以来この草案について鋭意予備審査を進めてきた。著作権制度改正については、関係条約との関係、著作者と著作物使用者との利害の調整その他において複雑困難な問題点が多く、改正作業開始以来、審議会による検討、関係各界の意見の聴取、改正草案の公表等慎重に手続きが進められてきたものであるが、作業はようやくにして最終段階にはいり、昭和四十四年一月おそくとも四十五年一月から新制度を実施することを目途として作業が進められており、またこの新著作権法にもとづいて著作権関係の紛争を処理するため、新たに、来年度、著作権紛争調停委員の制度を設けることが予定されている(計二二〇万円)。

これらのほか、著作権資料の刊行と調査、著作権思想普及徹底のための講習会を実施し、また著作権関係条約(ベルヌ条約及び万国条約)についての事務を処理するとともに著作権制度審議会の運営事務を行なう(二六二万円)。

#### 三 宗教法人関係

信教の自由を保障する憲法の趣旨のもとに、宗教法人法の適正な運用と宗教に関する情報、資料の収集、提供を中心に、宗教行政が行なわれてきているが、具体的には、(一)宗教法人に関する認証その他の事務、(二)宗教に関する民法法人の許認可事務、(三)宗教に関する情報、資料の収集提供および同本年度に引続く宗教法人の行なう事業

についての目的、種類、規模、管理運営方式等の実態調査(以上一八四万円)を実施するとともに、(財)宗教法人審議会の運営事務(三三万円)があり、さらに、本年度は新たに、(財)明治百年記念事業としての「明治以降宗教百年史」の編纂がある(五七万円)。

これらのほか、(内)宗教法人の法人意識の徹底、事務能力の向上をはかり、宗教法人の管理運営の適正化に資するため、全国を五地区に分け、各地区一か所で、都道府県および宗教法人の法人事務担当者または関係者に対し研修を行なう(九三万円)。

#### 四 所轄機関

##### 国立東京近代美術館

国立東京近代美術館は、昭和四十一年一月十一日の閣議了解により、皇居北の丸地区に移転することになり、昨年三月新館建設に着手し、本年十月竣工予定となっている。その新築移転のため、壁面や庭園彫刻、陳列ケース等の施設設備の整備充実等を行なうとともに(七、一一五万円)、旧館にくりかへし展示面積において約三倍となる新館のための人員増(五人)を図る。

また、ユネスコとタイアップして、明治百年記念事業の一環としての明治百年記念東西美術交流展を開催(二、五三二万円)するほか、三か年計画で、約千百本の在米戦時接収映画を複製する事業の二年目の仕事(三、二五五万円)を処置し、引続き平常の同館の管理、運営と事業を実施する。

##### 京都国立近代美術館

本年度に引続き同館の管理、運営と平常の事業を行なうほか、特

別展として「近代デザインの展望展」を開催し、また本年度の独立に伴う機構整備のため人員増(一人)を図る。

以上二つの近代美術館は、それらの諸事務のため、人に伴う経費を含め約二億円の経費を必要とする。

##### 国立西洋美術館

本年度に続く陳列館を新営するための敷地購入(五、四四八万円)、売札所および守衛詰所の新営(二五五万円)、さらに、特別展としてのブルデル展(三、六〇六万円)を開催する等の事業を行なう(合計一九、七八二万円)。

##### 国立国語研究所

研究用機器の整備をはかるため、新たに、漢字テレタイプ、万能脳波測定器、グラスファイバーアイカメラ各一台を購入(六五〇万円)し、自動電話交換機を設置(六五万円)する。このほか、新聞の語彙調査、就学前児童の言語能力に関する全国調査(三年次計画の第二年次)、日本語地図の出版(六年計画の第四年次)の各事業等を本年度に引続き実施する(合計一五、一七八万円)。

##### 日本芸術院

日本芸術院会館の内外部補修、庭園補修等の修繕(七二五万円)のほか、さきにも述べた芸術院会員の年金や芸術院賞の授与、同受賞作品の買上げ等を行なう(九、七四五万円)。

以上で文化局行政を中心とした芸術文化の振興について概要を述べたが、紙面の都合により、文化局国際文化課が所管する国際文化交流関係の事業および予算については、別稿にゆずることとしたことを付言したい。

(文化局審議官)

# 文化財保護の推進



小川修三

長い歴史をもつわが民族が、この国土の中にあつてつくり出し守り伝えて来た数多くの文化を、今日の世代に生かして新しい文化創造に役だてるとともに、これを確実に後世に伝え、学術・芸術文化・歴史の貴重な資料とすることは、現代のわれわれに課せられた使命である。

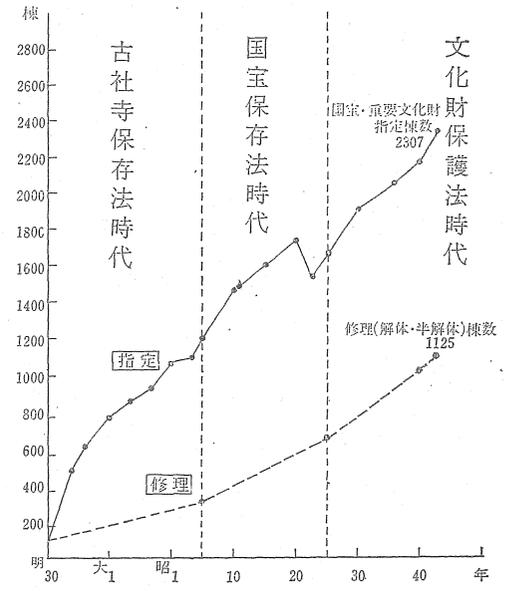
文化財保護行政は、この使命を果たすための重要な一環として、着実にその仕事を進めて行かねばならない。明年度は総予算三十八億三千万円が計上された。施設関係の当然減を除くと、実質前年度比一二・五%の増額となるので、次のような重点事項を中心として施策のいっそうの推進を図ってゆきたい。

## 国宝・重要文化財の修理防災

建造物の修理 現在、国が国宝や重要文化財として指定している建造物は、世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂をはじめとして、明治洋風建築に至るまで、各時代にわたって二、三〇七棟を数える。これらの建造物のうちの大部分を占める木造建造物は、一定の期間（おおむね二五十年といわれる）を経た後には、解体修理あるいは半解体修理を行なうことによつてこれを維持してゆかねばならない。また、この期間内にも屋根替えや部分修理を救回行なう必要がある。

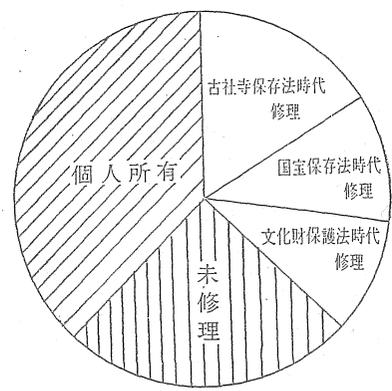
国は明治三十年古社寺保存法制定以来、保存すべき建造物を指定する作業と、補助金を交付してこれを修理する事業とを着々と進めてきた。その状況を対比したのが第一図である。文化財保護法施行

第1図 建造物指定・修理状況（棟数）



後修理の事業は特に進展していることがわかるが、なお解体、半解体という基本的修理が行なわれないまま残されているものが、一〇〇〇棟にのぼり、今後さらにその事業を推進してゆかなければならない（なお指定は今後もつづけられるが、室町時代以前の主要なものについてはほぼ完了し、江戸時代以降のもの特に民家や明治建造物の指定がこれからの主な作業として残されている。）  
 解体・半解体修理ならびに屋根替えや部分修理などを行なうための補助金として、明年度は前年比五・四％増の五億六千六百万円が

第2図 美術工芸品修理状況



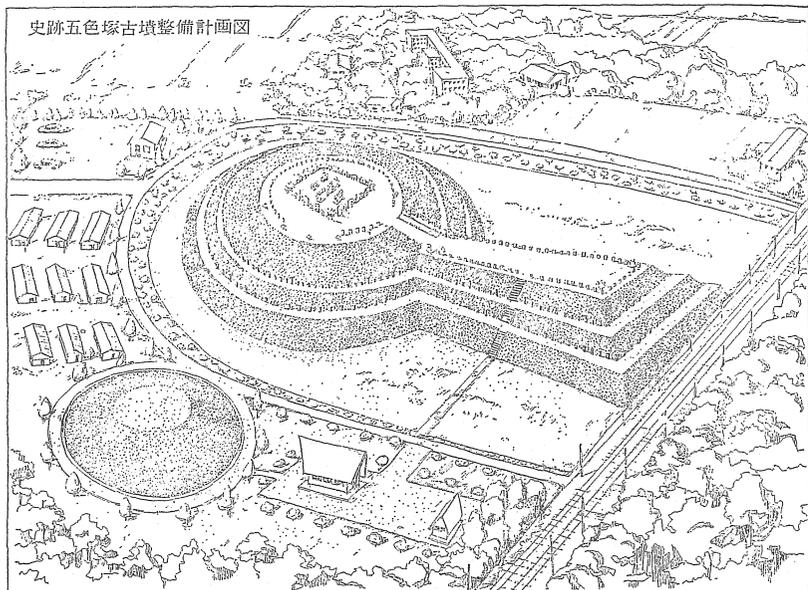
美術工芸品の防災 美術工芸品を火災や盗難から護るためには二つの方法が取られている。一つは所在している建物に防災施設を實施する方法、もう一つは保存庫、収蔵庫などの保存施設を設置しこれに収納する方法である。最近では、その建物から動かせない本尊などの場合以外は保存施設を設置する機会が多くなってきている。  
 また博物館に寄託して保存を図っているものも少なくない。  
 文化財保護法制定以来防災施設の設置九一件、施設の改修等四一件、保存庫・収蔵庫等の建設二三三件を實施しているが、なお施設設置を必要とするものが少なくない。明年度は前年度比三％増の一億一千万円が計上されており、大規模の収蔵庫としては前年度からの継続の四天王寺、智積院、日吉神社のほか唐招提寺の収蔵庫が着

計上されており、前年度からの継続事業とあわせて約九十件に及ぶ大小の修理が予定されている。藤原三代の文化を今日に遺す平泉の中尊寺金色堂、鳴龍で名高い日光の本地堂、京都の六波羅蜜寺本堂などは、長年の工事を終わり明年度竣工する。  
 建造物の防災 木造建造物を主体とするわが国の指定建造物の保護のためには特に防火のための施設が緊要である。しかしまだ完全な防災施設の整備を完了したものは全体の三分の一に過ぎず、また半数以上は施設を設置するに至っていない。明年度は前年比二六％増の二億七千八百万円の補助金が計上され、従来に引続き総合的な防災設備の進ちょくを図るとともに、特に昨年消防法の政令改正によって文化財建造物に義務設置となった自動火災報知設備の整備のための補助に重点をおいて実施する。  
 美術工芸品の修理 現在、国が国宝や重要文化財に指定している彫刻・絵画・工芸品・書蹟・考古資料は八、二〇二点に及んでいる。これらの文化財を保存するためには、修理を行なうことが必要であり、明治以来国の補助によって行なわれて来ているが、まだ第二図の示すように個人所有のものを除いても未修理のものが二千件の多きに達している。建造物の場合と異なり文化財保護法施行後の件数は必ずしもそれ以前より多くないが、修理の技術は最近の科学技術の進歩により著しく進展してきている。しかし修理技術者の数が限られており、その後継者の養成は今日の重要な課題の一つとなっている。明年度は前年比三％増の四千七百万円の補助金が計上され七十六件の修理が予定されている。

工する予定である。

史蹟埋蔵文化財などの保護

最近の急速な経済成長と密接に関連して、各種の開発事業が公共投資、民間投資の両面から著しく活発化し、またこれにとまない人口の都市集中、都市化現象の高度化も急激に進みつつある。われわれの生活をよりよくするためのこれらの開発や進展は果たして本来の方向に沿って正しく進められているであろうか。最近に至って公害の問題が大きく取り上げられて来ており、またひろく経済成長のひずみを補うべき社会開発ということも叫ばれつつあるが、国土の開発は広い視野に立って、われわれならびにわれわれの子孫に真に快適な生活空間を築くよう計画性を持って進められねばならない。わが国の歴史を形成して来たこの風土、歴史的にも学術的にも価値の高いすぐれた文化的遺産は、これをばぐくんで来た自然を含めて、この計画の中に調和を保ちつつ取り入れられねばならないことを、最近の急激な開発の進行に直面して痛切に感ずる。この観点に立つとき文化財の保護、特に史蹟、埋蔵文化財等の保護はまさしく本来の意味での適切な開発の一環としてこれをとらえその推進を図るべきであろう。開発と文化財の保護が現象的には対立した形でとらえられることが多いが、より高次の次元ではこれを止揚した観点からの施策が取られねばならないのである。  
 史蹟等の公有化 現在国で指定している史蹟を保護するにとともに、開発に際して破壊されようとしている遺蹟のうち重要なものを



緊急に指定して保存することが今日の大きな課題であるが、根本的には、これを公有化して保存する以外には完全な方策がない。従来は現状変更の制限という規制でおおむねこれを保存することができたが、現実の宅地、道路、その他の産業用地としての利用価値を抑えることは、それが民有地である以上きわめて困難な現状にある。加速的に進行する各種開発の事業に対処するには、これを公有地として保存し、真の開発の一環に組み入れねばならないのである。この公有―主として市町村―化のための史蹟買上げの国の補助金に対する要望は、開発の進行にともなって、また関係の県や当事者である市町村の認識の高まりと相まって急激に増加している。史蹟買上げ補助金は四十年六千万円、四十一年一億五千万円、四十二年二億九千七百万円と飛躍的に増加し、四十三年度は前年度比三〇％増の三億八千三百万円が計上されている。しかし多額の要望に対してはきわめて不じゅうぶんであり、今後いっそうの増加を必要とする。多賀城跡、武蔵国分寺跡、大宰府跡など、大規模の土地買上げは明年度も継続されるほか、その他の緊急の買上げ補助が実施される。

史蹟の環境整備 従来史蹟は今日残されたままの姿で、雑草を払い清掃する程度の整備にとどめ、手を付けずに保存するという方針が取られていた。数年前からはこれに対して、ひろく国民すべてが史蹟としての価値を認識するとともに、先人の残した文化的遺産に今日のわれわれのものとして親しみ、生活の糧としうる形に整備して保存するという方向が取られるに至った。整地、芝張、植栽を行ない、基壇や柱跡を明らかにするなどの環境整備を行ない、都市計

画や宅地造成などの際にも公園、緑地として積極的な形でこれに取り入れる施策が進められている。このための補助金は明年度は前年比三〇％増の五千八百万円が計上され、従来からの継続である下野国分尼寺跡、萩城下町、元寇防塁などのほか、新規の事業も着手される。

第三図は、その一つである兵庫県垂水にある前方後円墳「五色塚」の環境整備の完成予想図で五年計画総経費六千万円をもって目下整備が進められているが、普通見られる古墳の姿と異なり樹木を伐採し、葦石を積み直し、埴輪をめぐらすなど古墳の当時の姿を復元しようという事業である。また遺跡を中心に資料館を建て、民家集落その他を集めるなどの整備を行なう「風土記の丘」も環境整備事業としてすでに宮崎の西都原古墳群、埼玉県行田の埼玉古墳群を中心に進められており、明年度は第三号として和歌山県の岩橋千塚古墳群が予定されている。

緊急調整 開発の進行にともない全国十数万か所と推定される遺跡や埋蔵文化財包蔵地を事前に調査し、主要なものを保存し、万止むを得ぬものは記録保存する必要が急激に増加しており、明年度は前年比二二％増の六千三百万円が計上されたほか、埋蔵文化財発掘のための専門家の養成講習の経費が計上された。

平城宮跡の買上げと整備 奈良の古都平城京の宮跡は幸いにして全域の大半が破壊を免かれて今日に残っており宮跡として世界的価値のある遺跡である。国は昭和三十八年以来、国有地としてこれを買上げて来たが、明年度をもって指定地の買収を完了する。買上げ

総面積七〇万平方メートル、総経費は通算二十億円に及んでいる。国立奈良文化財研究所の平城宮跡発掘調査部による調査も着々と進み、多くの宮殿や官衙の跡が明らかにされ当時の木簡、井戸、用具など貴重な文化財が発掘されている。調査後の整備事業、宮殿等の模型製作、遺跡覆屋建設なども進められており、明年度から発掘遺物を保管展示するための施設の建設に着手することとなり、明年度分として五千六百万円が計上された。なお、最近の調査で宮跡は従来の方八町でなく、北の部分はさらに東方に延びていることが確認されるに至り新たな問題を提起している。

天然記念物の保護 学術上価値の高い動植物や地質鉱物の保護も開発の進行とも関連して大きな課題である。絶滅にひんしているトキ、コウノトリなどの保護増殖、観光のため荒される恐れのある尾瀬などの保護をはじめとする幾多の保護増殖のための補助金として千七百万円が計上されているほか、保存の基礎資料としての動植物分布の緊急調査補助金、その結果としての図譜の刊行費も計上されている。

なお、自然の保護は学術上の必要のほか、われわれの生活の必要からも、歴史的風土の保存という観点とあわせて今日の大きな課題であり、文化財保護の仕事もその一環として大きな役割を果たさねばならぬ面が多いが、将来はさらに広い視野で総合的施策が別途に真剣に考えられねばならない。

## 文化財の保護思想の普及

文化財は所有者、地方公共団体および国がその保護の責をそれぞれの立場で負っているが、ひろく国民すべてがその価値を認識して、国民全体の財産として、これを守り後世に伝える義務があることは言うまでもない。文化財の価値を広く知らせるとともに、これを保護する機運を醸成するために、国は文化財の公開についての諸措置を講じたり、刊行物、映画、スライドを作成したりしているほか、昭和四十一年度からは文化財愛護モデル地区を設定し、地域活動としての愛護活動を促進している。明年度は従来の二十地区を拡充し、全国三十地区をモデル地区に指定するとともに愛護のための研究集会を開催するための予算三百三十万円が計上されている。

## 無形文化財の保護と国立劇場の運営

演劇・音楽・工芸技術などで歴史上芸術上特に価値の高いものを国は重要無形文化財に指定するとともに、その保持者を認定して特別助成金を交付するほか、能楽・古典舞踊・歌舞伎・文楽等の芸能、小千谷縮越後上布・沈金蒔絵・伊勢型紙・漆芸・染織・久留米紵等の工芸に対しては伝承者養成事業の補助を行なっている。また芸能を公開することはその活用を図ることとなるのほもとより、維持保存のためにも必要であり、公開事業に対する補助を行なっており、工芸についても同様の趣旨から各地で行なわれる日本伝統工芸展や伝統工芸秀作展に対して補助を行なっている。

国立劇場は発足以来順調な歩みをつづけ伝統芸能の公開のほか、伝承者の養成・調査研究にも着手しているが、明年度は運営費および施設費として国から四億二千二百万円を補助する。

## 国立博物館等の整備

諸外国にすぐれた施設がありながら、日本にはじゅうぶんな施設のなかった東洋美術の保管展示ならびに調査研究を行なうための、東京国立博物館の東洋館がいよいよ本年十月開館する。ここには国際的展示場も併設され、総面積一万二千九百平方メートル、総工費十七億六千万円の施設で、これに伴う人員二十一名の増が予定されている。

京都国立博物館は一昨年完成した新館を中心に造園も完成し、面目一新して古都京都の古美術の新しい中心としての形がととのえられ、明年は旧館の整備が引つづき行なわれる。奈良国立博物館では多年の懸案であった新陳列館を明年度から二年計画で現在の構内に建設する予算が計上され、仏教美術の体系的な展示をじゅうぶんな行ないうる日が期待されている。

東京国立文化財研究所では美術・芸能・保存科学の三部門による文化財の基礎的調査研究活動がつづけられ、奈良国立文化財研究所では平城宮跡発掘が管々といとまなまれている。

国立歴史博物館の建設については、昨年引つづき設置に関する調査の経費が計上され、調査が継続されることとなっている。

(文化財保護委員会事務局次長)

私のみた現代学生の特質

＊立教大学学長

＊東京大学文学部事務長

〔座談会〕

「学生・大学・社会」

〔出席者〕 滝川春雄他学生

〔司会〕 朱牟田夏雄

現代学生の社会・経済的背景

大学学術局学生課長

外国の学生と社会出身層

大臣官房調査課

〔現場の教育問題〕

「分校教育の問題点」

投稿……大崎直蔵  
解説……初中局地方課

〔海外教育ニュース〕

……大臣官房調査課

〔特殊法人紹介②〕 日本育英会

〔随想〕「思いつくまま」

金 倉 圓 照

〔連載第九回〕

人物を中心とした神奈川県教育郷土史

神奈川県教育委員会

編集後記

＊今年も予算シーズンを迎え、本号でも例年のとおり「昭和43年度文部行政の展望」を特集いたしました。  
＊まず、明治百年の記念すべき昭和43年度の文教施策全般にわたって、官房長からその特色と重点について、次いで初等中等教育をはじめとする各局課の重要施策について、それぞれ担当の方々から解説していただきます。  
＊昭和43年度の文部省所管の予算要求額の純計は六千九百八十三億六千七百万円、前年度の当初予算に比べて二・一％の伸び率となっており、これを内容的にみますと、教育・学術・文化の各分野にわたって従来からの既定の施策をさらに拡充し、また新しい重要施策を展開しようものとなっており、文教施策の進展が期待されております。  
＊長い間ご愛読いただきました「教育用語」を、そのかわりとして「海外教育ニュース」の頁を設け、最近のニュースを毎号掲載することにいたしました。ご期待下さい。

MEJ 9497

月刊『文部時報』

3月号 第1088号

著作権者

文 部 省

昭和43年3月5日 印刷  
昭和43年3月10日 発行

発行所 株式会社 帝国地方行政学会  
本社 東京都中央区銀座西7丁目1番地  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町 52番地  
電話 東京(268)2141 (代表)  
振替口座 東京10,000番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 70円 (〒6円)  
年間購読料 840円

＊ 一年分前金の場合は、送料は当社負担でお送りします。  
＊ ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店をお願いします。